

大阪市 建築物省エネ法に基づく適合性判定の申請手数料について

省エネ適合性判定の申請手数料

■適合性判定申請（当初）【法第 11 条第 1 項, 法第 12 条第 2 項】

（令和 7 年 4 月 1 日～）

種別			床面積の合計	額
非住宅又は非住宅部分	モデル建物法	工場等の用途	300平方メートル未満	22,100円
			300 平方メートル以上 1,000平方メートル未満	31,000円
			1,000平方メートル以上 2,000平方メートル未満	43,800円
			2,000平方メートル以上 5,000平方メートル未満	110,300円
			5,000平方メートル以上 10,000平方メートル未満	166,000円
			10,000平方メートル以上 25,000平方メートル未満	206,200円
			25,000平方メートル以上 50,000平方メートル未満	255,700円
			50,000平方メートル以上	355,500円
		その他の建築物 又は建築物の部分	300平方メートル未満	101,000円
			300 平方メートル以上 1,000平方メートル未満	128,500円
			1,000平方メートル以上 2,000平方メートル未満	169,100円
			2,000平方メートル以上 5,000平方メートル未満	273,500円
			5,000平方メートル以上 10,000平方メートル未満	357,000円
			10,000平方メートル以上 25,000平方メートル未満	428,900円
			25,000平方メートル以上 50,000平方メートル未満	503,200円
			50,000平方メートル以上	651,600円
	その他の建築物 又は建築物の部分	工場等の用途	300平方メートル未満	26,800円
			300 平方メートル以上 1,000平方メートル未満	36,100円
			1,000平方メートル以上 2,000平方メートル未満	50,000円
			2,000平方メートル未満	

			2,000平方メートル以上 5,000平方メートル未満	118,000円
			5,000平方メートル以上 10,000平方メートル未満	174,500円
			10,000平方メートル以上 25,000平方メートル未満	215,500円
			25,000平方メートル以上 50,000平方メートル未満	266,500円
			50,000平方メートル以上	368,600円
		その他の建築物 又は建築物の部分	300平方メートル未満	263,400円
			300平方メートル以上 1,000平方メートル未満	329,900円
			1,000平方メートル以上 2,000平方メートル未満	425,800円
			2,000平方メートル以上 5,000平方メートル未満	607,600円
			5,000平方メートル以上 10,000平方メートル未満	748,300円
			10,000平方メートル以上 25,000平方メートル未満	884,400円
			25,000平方メートル以上 50,000平方メートル未満	1,008,900円
			50,000平方メートル以上	1,257,900円
住宅又は 住宅部分	一戸建ての住宅	仕様基準	200平方メートル未満	20,600円
			200平方メートル以上	22,100円
		仕様・計算併用法	200平方メートル未満	29,900円
			200平方メートル以上	33,000円
		その他の建築物	200平方メートル未満	39,900円
			200平方メートル以上	44,600円
	その他の建築物 又は建築物の部分	仕様基準	300平方メートル未満	38,400円
			300平方メートル以上 2,000平方メートル未満	66,200円
			2,000平方メートル以上 5,000平方メートル未満	119,600円
			5,000平方メートル以上 10,000平方メートル未満	180,700円
			10,000平方メートル以上 25,000平方メートル未満	331,500円
			25,000平方メートル以上 50,000平方メートル未満	560,400円

		50,000平方メートル以上	982,600円
	仕様・計算併用法	300平方メートル未満	59,300円
		300平方メートル以上 2,000平方メートル未満	99,500円
		2,000平方メートル以上 5,000平方メートル未満	173,000円
		5,000平方メートル以上 10,000平方メートル未満	252,600円
		10,000平方メートル以上 25,000平方メートル未満	485,400円
		25,000平方メートル以上 50,000平方メートル未満	845,800円
		50,000平方メートル以上	1,530,900円
	その他の建築物 又は建築物の部分	300平方メートル未満	80,200円
		300平方メートル以上 2,000平方メートル未満	133,500円
		2,000平方メートル以上 5,000平方メートル未満	227,100円
		5,000平方メートル以上 10,000平方メートル未満	325,300円
		10,000平方メートル以上 25,000平方メートル未満	640,100円
		25,000平方メートル以上 50,000平方メートル未満	1,131,900円
		50,000平方メートル以上	2,080,000円

■認定建築物エネルギー消費性能向上計画に係る他の建築物又はその部分（法第29条第3項の規定による「他の建築物」）に該当するものに係る省エネ適合性判定

（令和7年4月1日～）

床面積の合計	額
300平方メートル未満	11,300円
300平方メートル以上1,000平方メートル未満	19,400円
1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満	31,400円
2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満	93,300円
5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満	147,400円
10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満	186,100円
25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満	232,500円
50,000平方メートル以上	325,300円

- ・手数料算定に用いる床面積の合計とは、申請に係る建築物の新築、増築又は改築に係る部分の床面積をいいます。
- ・複合建築物については、非住宅部分、住宅部分それぞれについて、上記表の左欄の区分に応じ、同表の右欄に定める額の合計額となります。

■計画変更時の省エネ適合性判定【法第 11 条第 2 項, 法第 12 条第 3 項】

上記表の「床面積の合計」を「当該変更に係る省エネ適合性判定の申請に係る建築物の変更に係る部分の床面積の 2 分の 1 の面積（床面積の増加する部分にあつては、当該増加する部分の床面積）」と読み替えて使用します。ただし、評価方法を変更する場合（※仕様・計算併用法の外皮と一次エネの評価方法をそれぞれ変更する場合も含む）は、「当該変更に係る省エネ適合性判定の申請に係る建築物の変更に係る部分の床面積」と読み替えます。

注）評価方法は、住宅又は住宅部分の仕様基準、仕様・計算併用法又は標準計算、非住宅建築物又は非住宅部分のモデル建物法又は標準入力法をいいます。

■軽微な変更の証明【法施行規則第 13 条】

上記表の「床面積の合計」を「当該軽微な変更の証明の申請に係る建築物の変更に係る部分の床面積の 2 分の 1 の面積（床面積の増加する部分にあつては、当該増加する部分の床面積）」と読み替えて使用します。なお、評価方法を変更する場合は、軽微な変更には該当しません。

■用語の定義

- ・「工場等の用途」とは、工場、危険物の貯蔵若しくは処理に供する建築物、水産物の増殖場若しくは養殖場、倉庫、卸売市場、火葬場、と畜場、汚水処理場、ごみ焼却場又は建築基準法施行令第 130 条の 2 の 2 に規定する処理施設の用途をいいます。
- ・「住宅部分」とは、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第 1 条第 2 項に規定する住宅部分をいいます。
- ・「非住宅部分」とは、住宅部分以外の建築物の部分をいいます。
- ・「住宅」とは、住宅部分を有する建築物（複合建築物（非住宅部分及び住宅部分を有する建築物をいう。）を除く。）をいいます。
- ・「非住宅建築物」とは、非住宅部分を有する建築物（複合建築物を除く。）をいいます。